NEWS RELEASE

令和6年5月14日一般社団法人 信託協会

『公益信託に関する法律』の成立について

一般社団法人 信託協会(会長 高倉 透)では、本日、標記に係る協会長コメントを次の通り発表します。

本日、『公益信託二関スル法律』の全部が改正され、『公益信託に関する法律』が成立しました。関係各位のご尽力に、心より敬意を表します。

今般の改正により、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、 社会的課題の解決に向けた民間による公益的活動を活性化するための環境が整備されました。

これにより、企業や国民が公益的活動を展開していく手段として、公益信託 を広く活用していただけるようになることを期待しています。

公益信託の主たる担い手である信託業界としましても、新たな法制のもとで、 多様化する社会、経済のニーズに的確に応えるため、公益信託の特徴である「軽量・軽装備」性を活かし、かつ令和6年度税制改正にて公益信託にかかる税制が公益法人並びとなったことを契機として、公益的活動の一層の活性化に努めて参る所存です。

以上

本件に関する照会先:

(一社) 信 託 協 会 総務部(広報担当) 松村、河西、木村 電話 03-6206-3992

【公益信託に関する法律のポイント】

- 1. 主務官庁制の廃止と行政庁(公益法人と共通)による許可・監督制の創設
- 公益信託は、公益事務(※)を行うことのみを目的とするものとし、行政 庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。 ※不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内 容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない ものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の 取り消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基 礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため 必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信 託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければ ならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日:公布後2年以内において政令で定める日(令和8年4月予定)